

IV-3 院内感染に関わる従業員に対する研修

院内感染防止対策委員会は病院全職員に対し、適切且つ効果的な研修を積極的に企画・実施し、ICTとともに院内感染防止に取り組む。

研修の目的

院内感染管理の基本的な考え方及び標準予防策、感染経路別予防策、職業感染対策をはじめとする院内感染防止の具体策を全職員に周知徹底し、職員個々の院内感染対策に関する意識と技術の向上を図る

研修の種類及び方法

1) 新採用職員に対する研修

採用時に院内感染管理の基礎に関する研修を行なう。

2) 感染管理組織に所属する職員の研修

院内感染防止対策委員会、ICTの構成員は、外部研修研究会、学会等に参加し、感染管理の最新の知識と技術を得る。

3) 全職員を対象にした継続的な研修

- ① 院内感染防止対策委員会が企画し、全職員対象の院内感染防止対策研修会を年2回開催する。
- ② 感染管理推進者・各部署のICTメンバーによる、職場単位の研修を必要に応じて実施する。
- ③ 研究会・講習会など、施設外研修を広く院内に広報し、参加を推進する。
- ⑤ これらの諸研修の開催結果、あるいは、施設外研修の参加実績(開催または受講日時、出席者、研修項目)を、記録保存する。

平成23年10月改訂
平成29年8月改訂